

# 欧米競争政策の動向のポイント

2022年8月9日 No.28

金子 晃 監修

## 内 容

### I 米国競争法(政策)

#### 1 共謀事件

- (1) 司法省、商業フローリング会社とその元社長が反トラスト法違反の嫌疑に関して有罪の答弁を行うことに同意(2022年6月9日)

#### 2 企業結合事件

- (1) 連邦取引委員会、多数のガソリンとディーゼルの小売市場での競争回復を図るため、ARKO に対して、給油所5か所を Corrigan へ売り戻し、競争制限的な競業避止契約の適用範囲を狭めるよう命令(2022年6月14日)
- (2) 司法省、安全保障コンサルティングを手掛けるブーズ・アレン・ハミルトンによる EverWatch の買収案の阻止を求め、反トラスト訴訟を提起(2022年6月29日)
- (3) 連邦取引委員会、プライベート・エクイティ企業 JAB による競合獣医クリニック数院の取込みについて、二度目の同意命令案を发出(2022年6月29日)

### II 欧州競争法(政策)

#### 1 共謀事件

- (1) 欧州委員会、T-Mobile CZ、CETIN と O2 CZ からのネットワーク共有に関する確約措置を承認(2022年7月11日)
- (2) 欧州委員会、金属包装材製造業者 Crown と Silgan に対しカルテル和解手続により3150万ユーロの制裁金を賦課(2022年7月12日)

---

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂1-4-1

赤坂 KS ビル 2F

電話 03-3585-1241 FAX 03-3585-1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

## I 米国競争法(政策)

本号では、共謀事件 1 件及び企業結合事件 3 件(その内、買収兼協定の民事事件 1 件)が取り上げる。

1 件目は、商業フローリングの張り替え工事に係る入札談合及び価格カルテルに関与していたとの起訴内容に対し、商業フローリング会社とその元社長が有罪の答弁を行うことに同意したという事件である。両者それぞれは有罪答弁協定書を締結し、両協定書はイリノイ州北部地区地裁において提出された。継続中の本件捜査において、同社は起訴された 4 社目であり、また同社元社長は起訴された 7 人目である。

2 件目は、コンビニエンスストア併設型給油所の運営者 ARKO による同業他社 Corrigan の実行済み買収について、競争回復を図るため、Corrigan への併設店 5 店舗の売り戻し、及び買収契約に付随して課されている競業避止義務の一部取消が命じられたというケースである。本件で、連邦取引委員会は、Corrigan からの潜在的競争を排除している本件競業避止義務の一部が期間において必要以上に長過ぎ、また地理的範囲において必要以上に広範過ぎるとの判断を示した。

3 件目は、情報技術コンサルティングを手掛けるブーズ・アレン・ハミルトンによるソフトウェアとデータ解析会社 EverWatch の買収の阻止がメリーランド州地区地裁において求められている提訴事案である。本件で、司法省は、買収が実行されれば、クレイトン法 7 条に違反し、国家安全保障局が競争入札方式により発注する諜報活動のモデリング及びシミュレーション・サービスを巡って独占が形成されるであろうとの主張を展開している。本件提訴で特徴的なのは、第一に、国家安全保障局が発注する単一契約を巡り関連市場が画定されたこと、第二に、買収契約の締結をもって被告らに競い合うというインセンティブが即座低下したことから、契約そのものがシャーマン法 1 条違反に当たるとも主張されていることである。

4 件目は、プライベート・エクイティ企業である JAB Consumer Partners による獣医クリニック運営者 Ethos の買収計画が競争の実質的減殺をもたらしうるものであるとして、問題解消措置の実施が求められている事件である。本件で、連邦取引委員会は、JAB Consumer Partners に対して、クリニック 5 院の売却を求めるとともに、強力な事前承認及び事前通知の義務を課した。かかる承認・通知義務は、同社が競合獣医クリニックを買い漁っている上、獣医療サービス市場での集中への傾向が高まっているため、将来での活発な競争を確保することを目的として課せられたものである。

## 1 共謀事件

### (1) 司法省、商業フローリング会社とその元社長が反トラスト法違反の嫌疑に関して有罪の答弁を行うことに同意(2022年6月9日)<sup>1</sup>

イリノイ州シカゴに本社を置く商業フローリング会社である Commercial Carpet Consultants Inc.(以下「コマーシャル・カーペット・コンサルタンツ」という。)及びその元社長である Jerry P. Watson 氏は、商業フローリングの張り替え工事について、入札談合及び価格カルテルを内容とする長年の共謀に関与していたとの嫌疑で、略式起訴された。

コマーシャル・カーペット・コンサルタンツは、シャーマン反トラスト法違反を犯したとの嫌疑に関して有罪の答弁を行い、また 120 万ドル(約 1 億 6320 万円、1 ドル=136 円)の罰金を支払うことに同意した。同社は継続中の本件捜査で起訴された 4 社目である。Jerry P. Watson 氏も有罪答弁を行うことに同意しており、本件捜査で有罪答弁を行うことに同意した 6 人目である。

司法省反トラスト局長のジョナサン・カンター局長は以下の声明を出した。

「反トラスト局とその法執行パートナーらは、アメリカの取引市場での競争の確保に専念している。政府の捜査の結果生じたこれらのごく最近の有罪答弁取引は、我々が競争制限的行為を訴追し、企業と重役に責任を取らせることに専念していることを示すものである。」

連邦捜査局(FBI)シカゴ支局の Emmerson Buie Jr.特別捜査官は以下のように述べた。

「アメリカでの取引市場は違法な価格カルテルが行われる場ではない。市場操作により得をしようとする者は、それが誰であるにしても、正義が果たされるまで我々は違法な共謀を捜査し続けるであろうということを知るべきである。」

イリノイ州シカゴ連邦地裁に提出された重罪一件の起訴状と有罪答弁協定書によると、遅くとも 2009 年から早くとも 2017 年 6 月 22 日までの間、被告らは、受注予定者が落札できるようにするため、お付き合いで入札に参加することに他の個人や企業と合意し、また商業フローリング市場での競争を抑制・排除するための共謀を実施していた。

シャーマン法の違反行為に対しては、法人の場合には、最高 10 億ドル(約 1360 億円)の罰金刑が科せられる。個人の場合、シャーマン法違反行為に対し、最高 10 年の禁固及び 100 万ドル(約 1 億 3600 万円)の罰金刑が科せられる。それぞれの罰金の上限額は、犯罪による利益の 2 倍の金額又は犯罪によって被害者が被った損失の 2 倍の金額の何れかの金額が法定罰金上限額より高額である場合、当該金額まで引き上げることができる。

---

<sup>1</sup> Press Release, Department of Justice, Commercial Flooring Contractor and its Former President Plead Guilty to Antitrust Charges, June 9, 2022.

本件訴追は、反トラスト局シカゴ事務所及び連邦捜査局シカゴ支局が行っている商業フローリング産業における入札談合、価格カルテル及び別の反競争的行為に対する継続中の反トラスト審査の結果によるものである。

## 2 企業結合事件

### (1) 連邦取引委員会、多数のガソリンとディーゼルの小売市場での競争回復を図るため、ARKO に対して、給油所 5 か所を Corrigan へ売り戻し、競争制限的な競業避止契約の適用範囲を狭めるよう命令(2022 年 6 月 14 日)<sup>2</sup>

連邦取引委員会(以下「FTC」という。)は 6 月 14 日、ミシガン州とオハイオ州内にある一定のガソリンとディーゼル市場での競争回復を図るため、ARKO Corp.(以下「ARKO」という。)と同社の子会社 GPM に対して、両社が Corrigan Oil Company(以下「Corrigan」という。)からサービスステーション 60 か所を昨年買収した際の競争制限的な合意内容を改善・是正するよう命じた。サービスステーションは Express Stop コンビニ併設型給油所である。FTC による同意命令案に基づき、ARKO と GPM は、両者が Corrigan に対し押し付けた競業避止義務の適用範囲を限定しなければならず、また Corrigan に対してミシガン州内にある当該サービスステーション 5 か所を売り戻されなければならない。

FTC 競争局ホリー・ヴェドヴァ局長は以下のとおり述べた。

「Corrigan の資産を 9400 万ドルで買収する契約の一環として、ARKO と GPM は、ミシガン州とオハイオ州に所在する 190 以上の GPM サービスステーションを包含する地域において競争をしないという包括的契約の締結を Corrigan に対し強く求めていた。かかる競業避止義務の多くは本件取引とは全く関係がない。Corrigan が当該市場内の消費者へのガソリンとディーゼル販売を巡って競争しえないようにすることにより、本件競業避止契約は、同契約がなければ、この競争から恩恵を受けられたであろう顧客らに対し悪影響を及ぼした。」

バージニア州リッチモンドに本社を置く ARKO 及びその子会社 GPM は、33 州とコロンビア特別区内でコンビニ併設型給油所を直営したり、他者運営の当該併設店に燃料などの卸売販売をしたりしている。Corrigan はミシガン州に本社を置く家族経営企業であり、直営の当該併設店や他社運営の当該併設店に対し燃料を販売している。

FTC は申立書の中で、ARKO 及び GPM が Corrigan に対し本件買収契約の一環として押し付けた競業避止義務は、ミシガン州とオハイオ州内にあるガソリンとディーゼル燃料のローカルな小売市場において顧客の利益を害している、との主張を展開している。Corrigan は、ARKO 及び GPM が給油所を買収した 60 の地域市場のみならず、他の多く

---

<sup>2</sup> Press Release, Federal Trade Commission, FTC Acts to Restore Competitive Markets for Gasoline and Diesel in Michigan and Ohio, June 14, 2022.

の市場においても競い合わないよう義務付けられている。申立書によると、給油所が買収された 60 の市場でさえ、競業避止義務は、正当な事業目的を保護するのに地理的範囲としても不合理に広過ぎ、期間としても不合理に長過ぎるものである。

申立書によれば、本件買収は、ミシガン州内にある 5 つの地域市場においてガソリン小売販売を巡って競争の減殺をもたらすものでもあった。それらの 1 つの市場においてはディーゼル燃料競争も阻害された。各市場それぞれ(サギノー内の 2 市場、及びチェサニング、マウント・モリス、メイソンそれぞれの中にある 1 市場)において、本件買収は独立した市場参加者を 2 社以下へと減らした。申立書によると、買収の結果、GPM はこれらの市場において価格を単独で引き上げられるようになった。

ARKO と GPM に対する申立書における訴えを解決するための同意命令案で、FTC は両社に対して一定の措置を講じるよう義務付けた。両社は、とりわけ以下の措置を講じる必要がある。

- ・ 競業避止契約を改正して、Corrigan に対し売り戻されたコンビニ併設型給油所 5 か所を除き、GPM によって買収された併設店に対してのみ競業避止義務の履行を求めること。
- ・ これらの市場での競業避止契約上の条件を限定し、期間としては 3 年以内、範囲としては各 Express Stop コンビニ併設型給油所から 3 マイル(約 4.8 キロメートル、1 マイル=1.6 キロメートル)以内に狭めること。
- ・ Corrigan に対して、5 つの地域市場それぞれにおける当該併設店を、遅くとも 2022 年 6 月 28 日までに、売り戻すこと。
- ・ 売り戻される併設店の 3 マイル(約 4.8 キロメートル)以内に給油所関連資産を買収する場合には、FTC による事前の承認を受けること。
- ・ 給油所の買収に関して、同買収と関連し、GPM が既に所有・運営している給油所境界での競争を制限するような競業避止契約を締結ないしは実施しないこと。
- ・ 類似の競業避止契約を締結した第三者に対し、本命令案に基づく GPM の義務を通知すること。

パブリックコメントのための分析文(Analysis to Aid Public Comment)には更なる詳細が示されている。

FTC は本件について、ミシガン州司法長官室が捜査協力をしたことに感謝している。

FTC は本件申立書を発出し、同意命令案を受け入れてそれをパブリックコメントに付することを 5-0 で承認した。リナ・カーン委員長、レベッカ・ケリー・スローター委員及びアルバロ・ベドヤ委員は声明を出した。本件について、FTC は同意命令案のパッケージを官報において近々公表する。コメントの提出方法は公表文に記される予定である。コメントの受付期間は、当該パッケージが官報に公表された後の 30 日間である。コメントは、受付がなされた後、regulations.gov において公表される。

## (2) 司法省、安全保障コンサルティングを手掛けるブーズ・アレン・ハミルトンによる EverWatch の買収案の阻止を求め、反トラスト訴訟を提起(2022年6月29日)<sup>3</sup>

司法省は6月29日、Booz Allen Hamilton Holding Corporation(以下「ブーズ・アレン・ハミルトン」という。)による EC Defense Holdings の子会社 EverWatch の買収案の阻止を求め、民事反トラスト訴訟を提起した。メリーランド州地区地裁に提出された訴状によると、本件買収案は、国家安全保障局向けの運用モデリング及びシミュレーション・サービスの提供に関する政府契約の獲得を巡る直近の競争を危険にさらすおそれがあるものである。阻止されなければ、本件取引の実行はこの防衛契約獲得のための競争を消滅させるおそれがあり、結果として、同局が独占的な入札者に直面するようになる。

司法省反トラスト局のジョナサン・カンター局長は以下のとおり述べた。

「EverWatch を買収するためにブーズ・アレン・ハミルトンが交わした契約は、米国の安全保障にとって重要な市場での競争を危険にさらしている。本件買収契約及び取引そのものは共に反トラスト法違反に該当する。」

国家安全保障局は、同局のデータに関するシグナル・インテリジェンスの任務を後押しするため、運用モデリング及びシミュレーション・サービスの提供に関する契約書を定期的に発行している。調達過程の一環として、同局は、繰り返し結ばれている同契約の次の締結時において用いられる提案依頼書を、即座に発出することになっている。買収契約締結前に、ブーズ・アレン・ハミルトン及び EverWatch は、同局が発行する当該契約の獲得を巡って直接的に競争していた。しかし、同局が提案依頼書の発出を予定していた直前に、ブーズ・アレン・ハミルトンは、同社の唯一のライバルと競い合わずその代わりそれを買収することを決定した。司法省は訴状の中で、本件買収契約はそれぞれの会社が積極的に競い合うインセンティブを即座に低下させたため、シャーマン法1条違反に該当するものであるとの主張を展開している。また、本件取引の実行が競争の実質的減殺をもたらすものであり、それ故にクレイトン法7条違反に該当するものでもあるとの訴えを追加している。

訴状で示されているとおり、国家安全保障局は暗号学、シグナル・インテリジェンス、及びサイバーセキュリティに特化した重要な防衛諜報機関であり、米国の政策決定者と軍隊に対し、シグナル・インテリジェンスを提供する責任を有している。シグナル・インテリジェンスは電子信号、及びコミュニケーション・システムらから派生した情報を分析して得られる見地であり、米国の安全保障のための極めて重要な情報・知識である。かかるインテリジェンス活動により、米国の指導者達は本国を守り、また米国が目指す目標及び

---

<sup>3</sup> Press Release, Department of Justice, Justice Department Sues to Block Booz Allen Hamilton's Proposed Acquisition of EverWatch, June 29, 2022.

米国が結んだ同盟を全世界的に推進させるための必要不可欠な情報を得られるようになっている。

ブーズ・アレン・ハミルトンは、証券取引所に上場されているプロフェッショナルサービス会社であり、経営、技術、コンサルティング、及びエンジニアリングを巡る広範なサービスとソリューションを提供している。同社はデラウェア州で設立された法人である。同社はバージニア州マクレーンに本社を構え、メリーランド州アナポリス・ジャンクションに事務所を置いている。

EverWatch は EC Defense Holdings LLC の子会社であり、当該子会社はプライベート・エクイティ企業 Enlightenment Capital によって所有されている。EverWatch は防衛及び諜報産業に対して一定範囲のサービスを提供しており、データ科学、諜報及びサイバーセキュリティに特化している。EverWatch はバージニア州レストンに本社を構え、メリーランド州アナポリス・ジャンクションに事務所を持っている。

### **(3) 連邦取引委員会、プライベート・エクイティ企業 JAB による競合獣医クリニック数院の取り込みについて、二度目の同意命令案を发出(2022年6月29日)<sup>4</sup>**

連邦取引委員会は6月29日、JAB Consumer Partners SCA SICAR(以下「JAB」という。)が救急対応及び一定の専門医療の獣医クリニックに対する支配を更に強めているのを妨げるため、同社に対して二度目の行政の措置を取った。JAB が16億5000万ドル(約2244億円)で獣医クリニック所有者 Ethos の親会社を買収する旨の計画について、FTC は今回も、JAB に対し一定数のクリニックの売却を義務付けることにした。これらのクリニックはバージニアの州都リッチモンド、コロラドの州都デンバー、カリフォルニア州サンフランシスコ、及びコロンビア特別区界隈に所在する。また、FTC は、JAB 及びその売却対象資産の購入者らに対して、専門医療及び救急対応の獣医クリニックの将来での買収に関し、強力な事前承認及び事前通知の義務を課すことにした。

FTC 競争局ホリー・ヴェドヴァ局長は以下のように発言した。

「集中が既に進んでいる地域市場において JAB がライバル達を買い漁れないようにした今回の措置は、FTC が一月間で講じた2度目のものである。売却措置により既存の競争は確保され、また事前通知及び事前承認義務により FTC は将来に向けてこれらの市場をしっかり監視することができるようになる。」

ペット所有者達は、一般獣医師が診察・診療していない時間帯など、時を選ばず救急対応の獣医クリニックを求めたりすることがある。彼らは、一般獣医師が典型的に提供するサービスの域を超えるサービスを必要とする場合、専門医療の獣医クリニックを求めたり

---

<sup>4</sup> Press Release, Federal Trade Commission, FTC Takes Second Action Against JAB Consumer Partners to Protect Pet Owners from Private Equity Firm's Rollup of Veterinary Services Clinics, June 29, 2022.

する。同サービスには内科、神経科、腫瘍内科、救急集中治療、眼科及び手術等の各サービスが含まれる。

JAB は一般医療、専門医療、及び救急対応の獣医クリニックチェーンを運営する2つの企業の親会社である。当該2社は Compassion-First Pet Hospitals 及び National Veterinary Associates である。Ethos は9つの州内において専門医療及び救急対応の獣医クリニックを所有・運営している。

申立書によると、本件取引は、救急対応及び専門医療の獣医サービス市場で大規模チェーンが統合を進めている近年の強まる傾向の一環として行われるものである。当該市場は米国の至るところに存在する。また、チェーンにはJABも含まれており、同社は小規模と大規模なクリニックの買収を通じた継続的成長を図っている。このため、同社は米国の至るところにある地域市場を定期的にモニターしている。今月上旬、FTC は、JAB に対して、同社が他の競合クリニックの運営者 SAGE Veterinary Partners を11億ドル(約1496億円)で買収する旨の計画を実行する条件として、一定数のクリニックの売却を命じた。これらのクリニックはカリフォルニア州及びテキサス州内に所在する。ほんの二年前に、FTC は、JAB による他の違法な買収案に関する問題解消措置として、売却措置の実行を命じた。それは National Veterinary Associates の50億ドル(約6800億円)に及ぶ買収案であった。

FTC は申立書の中で、届け出のあった買収案では、本件買収が4つの地域市場での一定の獣医療サービスを巡る競争の実質的減殺をもたらす蓋然性があるとの主張を展開している。各市場での対象サービスのそれぞれは以下のとおりである。

- ・ バージニア州リッチモンドとその周辺地域における腫瘍内科の専門的な獣医療サービス。
- ・ コロンビア特別区とその周辺地域における腫瘍内科の専門的な獣医療サービス。
- ・ コロラド州デンバーとその周辺地域における一定の専門的な獣医療サービス及び救急対応の獣医療サービス。専門的サービスは内科、神経科、腫瘍内科、救急集中治療、手術、放射線科、心臓病科、皮膚科、麻酔科の各サービスである。
- ・ カリフォルニア州サンフランシスコとその周辺地域における一定の専門的な獣医療サービス及び救急対応の獣医療サービス。専門的サービスは内科、神経科、腫瘍内科、救急集中治療、眼科及び手術の各サービスである。

申立書によると、これらの市場は高度寡占的であり、本件買収は当該市場全てにおいて集中度の増加をもたらさうるものである。1つの市場では、統合後の企業が唯一のプロバイダーとなるだろう。その他の市場では、統合後企業が消費者にとっての数少ない選択肢の中の一社となるだろう。

JAB 及びその子会社2社に対する申立書における訴えを解決させるための同意命令案において、FTC は、両社に対し問題解消措置を講じるよう義務付けている。とりわけ、以下の点が義務付けられている。

- ・ **資産売却。** JAB は、Ethos の買収実行後 10 日以内に、5 つのクリニックを売却対象資産の購入先 2 社(United Veterinary Care 及び Veritas Veterinary Partners)に対し売り払わなければならない。United Veterinary Care へ売却されることになっているクリニック 3 院は、バージニア州リッチモンドに所在する The Oncology Service-リッチモンド、同州スプリングフィールドに所在する The Oncology Service-スプリングフィールド及びコロンビア特別区大都市圏に所在する Oncology Service-リースバーグである。Veritas Veterinary Partners へ売却されることになっているクリニック 2 院は、コロラド州デンバーに所在する Wheat Ridge Animal Hospital 及びカリフォルニア州サンフランシスコ界隈に所在する Pet Emergency + Specialty Center of Marin である。これらの資産売却には移転・拡張された施設も含まれる。
- ・ **事前承認。** JAB は、5 州・特別区内に所在する既存の又は将来における JAB 所有クリニックの 25 マイル以内にある専門医療又は救急対応の獣医クリニックを買収する場合、FTC による事前の承認を求めるという必要である。5 つの州・特別区はカリフォルニア州、コロラド州、メリーランド州、バージニア州及びコロンビア特別区である。
- ・ **事前通知。** 同社は、JAB 所有クリニックの 25 マイル以内にある専門医療又は救急対応の獣医クリニックを買収する場合、買収実行前 30 日以内に書面にて FTC に対し 10 年間その旨を通知するという必要がある。かかる通知義務は、JAB 保有クリニックが米国のどこにありが関係なく適用されるとともに、本件義務が無ければ、ハートスコットロディーノ法に基づく通知義務が課せられないような取引に対しても適用される。

また、同意命令案によると、売却対象資産の購入先である United Veterinary Care 及び Veritas Veterinary Partners は、売却対象資産取得後の 10 年間、どの売却対象資産をどの購入者に対して譲渡するにしても、FTC による事前の承認を受けるという必要がある。購入先の事業全て、又は実質的に全てが譲渡される場合には、この限りでない。

同意命令案の更なる詳細、とりわけ、本命令への順守を監視するようになる監視人の任命などは、パブリックコメントのための分析文(Analysis to Aid Public Comment)で示されている。

FTC は本件申立書を発出し、同意命令案を受け入れてそれをパブリックコメントに付すことを 5 - 0 で承認した。本件について、FTC は同意命令案のパッケージを官報において近々公表する。コメントの提出方法は公表文に記される予定である。コメントの受付期間は、当該パッケージが官報に公表された後の 30 日間である。コメントは、受付がなされた後、regulations.gov において公表される。

(お問い合わせは、佐藤 潤、慶應義塾大学産業研究所共同研究員・クレド法律事務所提携米国ニューヨーク州弁護士 jun\_sato02@yahoo.co.jp、までお願いします。)

## II 欧州競争法(政策)

本号では、共謀事件に関する欧州委員会の確約決定と、和解手続により解決されたカルテル事件を取り上げる。

1 件目は、チェコにおける移動電気通信のネットワーク共有協定をめぐり当事者の申し出た措置について、欧州委員会が表明した競争上の懸念を解消するものとして、法的拘束力を与えられた事件である。

2 件目は、ドイツの金属包装材製造業者 2 社によるカルテルについて、和解手続により解決された事件である。両社には、総額 3150 万ユーロの制裁金が賦課された。

### 1 共謀事件

#### (1) 欧州委員会、T-Mobile CZ、CETIN と O2 CZ からのネットワーク共有に関する確約措置を承認(2022 年 7 月 11 日)<sup>5</sup>

欧州委員会は、T-Mobile CZ、CETIN、O2 CZ と各社の親会社である Deutsche Telekom と PPF Group から申出のあった措置について、EU 競争法の下、法的拘束力あるものとする決定を採択した。本件当事者は、ネットワーク共有協定の締結により、チェコにおける移動電気通信の卸売・小売市場における競争と技術革新をもたらす施設をめぐる競争が損なわれないようにすることが求められる。

O2 CZ と T-Mobile CZ は、チェコにおける移動電気通信の卸売・小売市場における主要な事業者である。O2 CZ の移動通信施設は、同一の企業グループに所属するネットワーク施設企業である CETIN へ譲渡された。

#### 欧州委員会の競争上の懸念

欧州委員会は初期調査において、CETIN と T-Mobile CZ の間で結ばれたネットワーク共有協定(以下「NSAs」という。)と、O2 CZ と CETIN の間で結ばれた移動サービス協定(MNSA)は、EU 運営条約 101 条 1 項に違反していたおそれがあることを認定した。

NSAs の下、T-Mobile はチェコ西部、CETIN はチェコ東部において移動電気通信ネットワークを運営していた。各提供者は、自己の地域において相手方にサービスを提供していた。ネットワークの技術的な容量は、当該部分を運営する事業者が導入する設備の状況に依存していた。NSAs は、プラハとブルノーを除いたチェコ全土を対象としていた。より具体的には、

・欧州委員会は、T-Mobile CZ が 2100MHz の周波数で 4G/LTE を配備していたチェコ

<sup>5</sup> Press Release, European commission, Antitrust: Commission accepts commitments from T-Mobile CZ, CETIN and O2 CZ on Czech network sharing, 11 July 2022.

西部とは異なり、T-Mobile が上記を配備していなかったチェコ東部では設備上の制限などのためにダウンロードとアップロードの速度が劣るため、利用者に不利益が生じていたことについて懸念を有していた。

- ・また欧州委員会は、各事業者がネットワーク運営に責任を負っている地域において一方的判断で施設の配備と改良を行った場合、相手方には付加的費用が課されることとなるため、ネットワーク運営に責任を負っていない地域について投資する意欲が後退する点にも懸念を有していた。
- ・さらに欧州委員会は、ネットワーク共有の分野において T-Mobile と、CETIN を通じた O2 との間では、厳に必要な程度を越えたあらゆる情報交換が行われており、競争する意欲を減じることになる情報も含まれていた。

### 確約措置の内容

T-Mobile CZ、CETIN、O2 CZ と各社の親会社である Deutsche Telekom と PPF Group は、欧州委員会の競争上の懸念に応えるため、確約措置を申し出た。

2021 年 10 月 1 日から 11 月 1 日にかけて欧州委員会は上記措置を対象に市場テストを行い、競争上の懸念を解消するものであるかを確認するため、すべての関心のある第三者に照会を行った。本市場テストの結果を受けて、本件当事者は当初提案した措置の内容を変更し、現行の NSAs における地理的範囲に関してさらなる措置を申し出た。

欧州委員会は、最終的な措置の内容は、NSAs から生じるチェコの電気通信市場における競争について認定された障害を取り除くものであると認定し、本件当事者を法的に拘束力あるものとする決定を採択した。より具体的に本件当事者は、以下の措置を申し出た。

- ・特定の周波数を共有する 2 当事者にとって、より柔軟性がありかつ独立性を高めることとなる移動ネットワーク設備を近代化するために、本件当事者はチェコ全体で LTE2100 MHz の周波数を導入することとし、また措置の対象となる特定の周波数上で 4G 又は 5G をどのように、いつ、どこで導入するかを決定できるようにする。
- ・一方的な施設の導入について財務上の意欲を減ずる要素を取り除くため、一方的なネットワーク導入に関する財務条件を見直し、変更する。
- ・契約条項を改正し、情報交換について共有されたネットワークの運営のために最低限必要なものに限定する
- ・CETIN は、MNSA を通じて T-Mobile CZ と O2 の間で情報が拡散することを効果的に防止する方策を実施する。
- ・消費者の利益となるように各事業者がプラハとブルノーの 2 大都市において完全に独立した独自の 2G、3G、4G ネットワークを導入し続けることを確保するため、7 年から 10 年間の間、既存のネットワーク共有の地理的範囲を両都市へ拡大しない。

NSAs に関する最終措置は、2033 年 10 月 28 日まで効力を有する。MSNA に関する措

置は MSNA 又は NSAs のいずれかが失効まで効力を有する。欧州委員会の監視の下、上記措置の実施と遵守状況を監視する管財人が任命される。

## 本件の背景

OS CZ は、固定通信と移動通信の両方において 600 万回線以上を有するチェコにおける主要な電気通信事業者であり、PPF グループにより所有されている。T-Mobile CZ は、Deutsche Telekom グループの移動電気通信子会社であり 1996 年よりチェコで営業している。CETIN は、固定及び移動電気通信設備提供者であり、PPF グループにより所有されている。

欧州委員会は 2016 年 10 月 25 日、CETIN と T-Mobile CZ の間の NSAs と、O2 CZ と CETIN の間で結ばれた MNSA が 101 条に違反するおそれがあるとして調査を開始した。2019 年 8 月 7 日、欧州委員会は異議告知書を発出した。欧州委員会は同年 8 月 27 日に初期評価を公表し、その他の競争上の懸念を表明した。

ネットワーク共有は広く行われている慣行であり、欧州委員会は費用節減及び／又は品質改善によりもたらされるこのような協定の潜在的便益についても認識している。しかしながら、ネットワーク共有協定は、競争にマイナスの影響を与える場合もある。

## (2) 欧州委員会、金属包装材製造業者 Crown と Silgan に対しカルテル和解手続により 3150 万ユーロの制裁金を賦課(2022 年 7 月 12 日)<sup>6</sup>

欧州委員会は、ドイツにおける金属缶とクロージャーの販売に関するカルテルに關与していたことを理由に、Crown と Silgan に対し総額 3150 万ユーロ(約 44.1 億円、1 ユーロ=140 円換算)の制裁金を賦課した。両社とも違反行為に關与していた事を認めており、和解手続により本件を解決することに合意した。

## 違反行為

本件カルテルの対象商品は、金属クロージャー(包装材)であり、BPA(ビスフェノール A)フリーラッカー、又は BPA コーティングラッカーで覆われた「蓋(lids)」として、主にママレード、野菜、果物、肉、魚を含むガラスビンに使用されているほか、野菜、果物、肉、魚、ジュース等の殺菌食品を梱包、輸送、貯蔵するために使用される BPA フリーラッカーで覆われた「容器(containers)」に使用されている。

欧州委員会の調査の結果、2 つの部分により構成される 1 つの違反行為の存在が明らかになった。

---

<sup>6</sup> Press Release, European commission, Antitrust: Commission fines the metal packaging producers Crown and Silgan 31.5 million euros in cartel settlement, 12 July 2022.

- ・第1部：Crown と Silgan の間で行われていた、ドイツの個々の顧客に対する直近年度の金属クロージャーの販売数量に関する定期的な詳細データの交換。これにより高度な透明性が確保され、各社は自己のドイツにおける顧客の大多数を対象とした将来の事業戦略を策定する上での具体的な基礎を得ていた。
- ・第2部：Crown と Silgan の間で行われていた以下の点に関する調整。(i)サーチャージの賦課、(ii)自己の市場行動と、ドイツにおけるBPAフリーラッカーで覆われた金属缶とクロージャー市場における競争上の取組を合致させるため、両当事者は相互に事業上の戦略を通知し、BPAフリーラッカーで覆われた金属缶とクロージャーについてより短期の最短推奨保存期間を適用していた。

欧州委員会の調査の結果、単一かつ継続的な違反行為が2011年3月1日から2014年9月18日まで行われていたことが明らかになった。以下の表は、本件違反行為の2つの部分における各社の関与期間を示すものである。

違反行為	事業者	対象	始期	終期
第1部	Crown, Silgan	金属クロージャー	2011/3/11	2014/3/21
第2部	Crown, Silgan	BPAフリー金属缶、BPAフリー金属クロージャー	2011/4/18	2014/9/18
違反行為全体期間	Crown, Silgan	金属クロージャー、BPAフリー金属缶、BPAフリー金属クロージャー	2011/3/11	2014/9/18

## 制裁金

制裁金は、欧州委員会の2016年制裁金ガイドラインに基づいて算定された。欧州委員会は制裁金の水準を決定するに際し、特に違反行為の重大性、地理的範囲、継続期間を考慮した。

Crownは、欧州委員会の2006年制裁金減免告示の下、欧州委員会の調査に協力したことを理由に制裁金の50%が減額された。減額分には、同社の協力のタイミング、同社の提供した証拠により欧州委員会が本件カルテルの存在を証明するのに役だった程度が反映されている。

加えて欧州委員会の2008年和解告示の下、欧州委員会は当事者が本件カルテルへの関与と責任を認めていることを考慮し、両当事者に10%の制裁金の減額を適用した。両社に賦課された制裁金額の詳細は、以下のとおりである。

企業名	減免告示による減額	和解告示による減額	制裁金額
Crown	50%	10%	767 万ユーロ(約 10.7 億円)
Silgan	—	10%	2385 万 2000 ユーロ(約 33.4 億円)

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 [tada@toyo.jp](mailto:tada@toyo.jp) までお願いします。)